

議 事 内 容

専 務 理 事

ご案内しておりました時間となりましたので、第44回常設審議委員会を始めさせていただきます。

さて、本日は、審議委員の総数19名に対し14名(ほか途中入室1名)の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。

坂 井 会 長

第44回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

以前から皆さまに検討していただきました「農地利用最適化の取り組みを強化するための意見書」につきましては、前回の常設審議委員会後に、山口知事に提出してまいりました。

今年は皆さんご承知の通り、災害の多い年になりまして、佐賀県だけでなく全国的にも農業への被害が出ており、農業だけでも3,000億円を超える被害が出ております。昨日は東京で理事会がありまして、そのような話もありました。

また、宮城県の丸森町では農業委員さん本人が被害を受けてお亡くなりになったというような被害も出ているような状況です。

このように農家にとりましても、厳しい秋を迎えております。

ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条1件、第5条・11件のほか、新規就農者の定着状況調査結果を議題としています。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

専 務 理 事

ありがとうございます。

審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局

(前回の審議案件について、資料1により報告。)

専 務 理 事

それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。

議 長 それでは、ただ今から議事に入ります。
議事録署名者として、神崎市・西村委員と太良町・秀島委員に
お願いし、書記は農業会議事務局といたします。

議 長 それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入
ります。
一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局
から、説明をお願いします。

議 長 まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林用地への転用において、
申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
ない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断
され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る
ことから、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会から4件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用に
おいて、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあ
る農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他
申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又
は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること
から、許可相当と判断。また、水管、下水道管又はガス管のうち
2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以
内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施
設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判
断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用に
おいて、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が
埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の

教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の医療施設及び福祉施設の敷地拡張用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区域の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適することから甲種農地と判断されますが、県道から概ね300m以内の区域で既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）であることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は市役所・役場から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は市役所・役場から概ね500m以内の農地であること

から第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の産業廃棄物最終処分場への申請において、申請地は特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、当該事業の目的を達成する上で当該農地を必要とする場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-9、〇〇〇〇申請の使用済み自動車保管場所、解体自動車保管場所への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であって、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものは許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-10、〇〇〇〇申請の従業員駐車場、農業用資材置場への転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-11、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合

は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 第4条関係1件、第5条関係11件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (全員挙手)

議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇 〇 委 員 水田から宅地にするということですが、宅地の下にパイプラインが通るんですか。

〇〇農業委員会 既存のパイプラインが通っており、申請にあたり南北、東西の開発道路にパイプラインを移す予定です。

〇 〇 委 員 分かりました。宅地の下にパイプラインを通すと危険なので伺いました。

議 長 他にありませんか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		これもパイプラインは外に移しますか。
〇〇農業委員会		はい。南北の道路下に移します。
議	長	他にありませんか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の医療施設及び福祉施設の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
議	長	北に田・水路とありますが、田の面積はいくらですか。
〇〇農業委員会		1,352㎡です。
〇〇委員		分かりました。
議	長	他にありませんか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

- の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 市町の下水道は通っていないんですか。
- 〇〇農業委員会 市町の下水道の容量が不足しており、合併浄化槽での対応となります。
- 〇〇委員 分かりました。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の産業廃棄物最終処分場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地であることから第1種農地ということですが、上場土地改良事業によるもの

と考えられます。

対象農地は面工事と用水受益地とに分かれるところですが、当該地はどちらに当たりますか。

〇〇農業委員会

上場土地改良事業で面工事されたものです。

〇〇委員

ありがとうございます。

〇〇委員

下水道は廃棄処分で使用するんですか。

〇〇農業委員会

当市町の転用では、全て下水道協議が必要となっています。

〇〇委員

分かりました。

〇〇委員

廃棄物はどんなものが処分されますか。

〇〇農業委員会

主にプラスチックゴミや解体ゴミです。

〇〇委員

はい。

議長

他にありませんか。

常設審議委員

(意見・質問・異議なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の使用済み自動車保管場所用地等への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

東側が田・宅地とありますが、既存施設と申請地との間に田が残るということですか。

〇〇農業委員会

間に残る田はありません。

- ○ 委 員 ありがとうございます。
- ○ 委 員 申請理由に「道路を横断することによる」とありますが、位置関係はどうなっていますか。
- 〇〇農業委員会 北側道路沿いの東の土地が既存施設となっています。
- ○ 委 員 分かりました。
- ○ 委 員 今年、大雨時の油流出の事故がありました。大雨時の油水分離槽の油は大丈夫ですか。
- 〇〇農業委員会 基本的に油の取り扱いはないので大丈夫かと思われま。
- ○ 委 員 この一体は有明排水路が分散してしまっていて、今年の大雨では冠水はしませんでした。
また、遠江地区には溜池もありますので、水害は大丈夫かと思ひます。
- ○ 委 員 油は出ないんですか。
- 〇〇農業委員会 保管場所であり、解体などはしませんので油は基本的に出不い予定で。油水分離槽は念のため設置します。
- ○ 委 員 分かりました。
- 議 長 他にありませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思ひます。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

の従業員駐車場用地等への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

始末書提出の理由はなんですか。

〇〇農業委員会

駐車場に土を入れてしまっているためです。

〇〇委員

はい。

議長

他にありませんか。

常設審議委員

(意見・質問・異議なし)

議長

ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同

(全員挙手)

議長

全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長

次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

山林は当初から切らない予定だったんですか。

〇〇農業委員会

原野化が激しく、溜池までの斜面角度が40度と、あまりにも急勾配だったので平野部のみの設置となり、周辺からの同意書をもらう段階で決まりました。

〇〇委員

パネルを付ける下の溜池までが40度ですか。

〇〇農業委員会

はい。

〇〇委員

パネルから流れる雨水が溜池に流れるのは大丈夫ですか。

〇〇農業委員会

傾斜までに余分をもって地下浸透させるので大丈夫かと思いません。

○ ○ 委 員	その余分はどのくらいですか。
〇〇農業委員会	3 mほどです。
○ ○ 委 員	3 mでは近頃の大雨とかだったら厳しいんじゃないですか。
○ ○ 委 員	現状のまま木々を切るだけですか。
〇〇農業委員会	はい。周囲の木々が大きいので大丈夫かと思えます。
○ ○ 委 員	分かりました。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	以上、本日意見を求められた第4条関係1件、第5条関係11件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長	続きまして、次の項目に移ります。 「新規就農者の定着状況調査結果」について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明。)
議 長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見交換)
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専務理事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3～4により説明。)
専務理事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、今回は、12月16日となっておりますので、御予定を お願いします。お疲れ様でした。

14時47分